

大学改革支援産学官フォーラム規約（案）

令和元年5月17日
大学改革支援産学官フォーラム

（設置目的）

第1条 大学改革支援産学官フォーラム（以下「フォーラム」という。）は「統合イノベーション戦略」（平成30年6月15日閣議決定）を踏まえ、大学の経営層を始めとする教職員、産業界の有識者及び関係府省職員が互いの知見を生かしながら、好事例の水平展開、新しい施策の創出と実行、各大学の経営層の育成を行うことを目的とする。

（事業）

第2条 フォーラムは、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- （1） 産学官が大学の経営課題や解決策などの、意見交換・情報交換を行う「場」の設置
- （2） 関係府省等への提言活動
- （3） 幹事会の運営
- （4） 全体会合の開催
- （5） 公開シンポジウムの開催
- （6） ビジョン策定委員会の運営
- （7） ワーキンググループの運営
- （8） 海外ネットワークの構築
- （9） その他目的を達成するために必要な事業

（構成）

第3条 フォーラムは別表に掲げるメンバーをもって構成する。

（幹事会）

第4条 フォーラムに、意思決定機関として幹事会を置く。

2 幹事会は別表（本日資料2）に掲げる構成員により組織されるものとし、会議の進行役として座長を置く。

3 この規約に定めるもののほか、全体会議及びワーキンググループを含めたフォーラムの運営に関し必要な事項は、幹事会が定める。

4 全体会合での討議及び議論を受け、幹事会はフォーラムの名において、関係府省に対し、必要な提言を行う。

（全体会合）

第5条 フォーラムに、全体会合を置く。

2 全体会合は別表（本日資料1）に掲げる構成員により組織されるものとし、会議の進行役として座長を置く。

3 座長が必要と認めるときは、構成員外の関係者の出席を求め、全体会合の討議・検討

に参加させることができる。

4 全体会合は、ビジョン策定委員会及び各ワーキンググループにおける検討内容及び取組について情報共有・意見交換、助言を行うほか、フォーラムの運営に関する重要事項について議論する。

5 座長が必要と認めるときは、構成員を追加することができる。

(ビジョン策定委員会)

第6条 ビジョン策定委員会は、別表（本日資料7）に掲げる構成員により組織されるものとする。

2 ビジョン策定委員会は、フォーラムで議論すべき全体のビジョン及び目標について、議論を行う。

(ワーキンググループ)

第7条 ワーキンググループは、主査及び構成員により組織されるものとする。

2 主査は、ワーキンググループを招集し、議事を総理する。

3 主査が必要と認めるときは、構成員外の関係者の出席を求め、ワーキンググループの討議、検討に参加させることができる。

4 主査が必要と認めるときは、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付大学改革担当室（以下「大学改革担当室」という。）の了承を得て、構成員を追加することができる。

(運営)

第8条 フォーラムの運営は、大学改革担当室において総括する。

2 フォーラムの運営を助け、及び庶務を処理するための事務局を、大学改革担当室が委託する事業者に置く。

(経費等)

第9条 第2条に規定する活動（以下「フォーラム活動」という。）の開催に係る会場借料その他の経費は、事務局が負担する。

2 フォーラム活動への参加に係る旅費その他の経費は、フォーラム活動に参加する者の所属する大学又は機関等が負担する。

(情報の保護)

第10条 フォーラム活動を通じて知り得た個人情報及び営業秘密その他の非公開情報は、フォーラムの活動と無関係な目的外利用又は第三者への譲渡を行ってはならない。